

日EU相互認証に係る共同レビューの完了について

- 2021年に開始したEUとの相互認証のレビューに関し、第237回個人情報保護委員会(本年3月22日)において見直しに関する報告書を採択し、個人情報保護法第28条に基づくEUへの外国指定を継続する旨を決定。欧州委員会は、4月3日にレビュー報告書を採択し、GDPR(一般データ保護規則)第45条に基づく日本への十分性認定を継続する旨を決定。これらによりレビュー完了。
- レビュー完了の機会を捉え、欧州委員会レンデルス委員が来日し、4月4日に丹野委員長と会談。レビュー完了及び今後の協力強化(特に、EUによる十分性認定の学術研究分野・公的部門への拡大)についての共同プレス声明を発出。

〈共同プレス声明のポイント〉

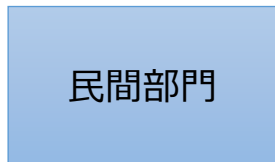
- 日EU間の相互認証に係る最初のレビューが成功裏に完了したことを歓迎。
- 2019年、日本及びEUは、互いのデータ保護制度を「同等」と認め、両者間での個人データの自由な流通を可能とした。相互認証は、データが安全かつ自由に流通する世界最大の地域を創出。日EU経済連携協定がもたらす利益も補完し、増幅。
- 個人情報保護委員会及び欧州委員会は、それぞれ報告書を採択し、レビューを完了。今回のレビューにより、日EU間のデータ保護の枠組みの取れんが過去数年で更に進み、本枠組みが十分に機能し、データの信頼性のある流通を可能とすることで市民や事業者に大きな利益をもたらしていることが証明された。
- 相互認証に係る協力は、世界レベルでのデジタル経済に対する人間中心のアプローチを促進することを含め、この分野における日EU間のパートナーシップを継続的に強化するユニークな機会を提供するものであると認識。
- 学術研究分野や公的部門など新たな領域に保護対象を拡大した日本の個人データ保護の枠組みの最近の改正を踏まえ、**双方は、日本に対するEUの十分性認定の範囲を拡大する可能性を検討することに合意した。**研究協力と規制協力が更に促進され、双方に利益をもたらす可能性がある。

十分性認定の学術研究分野・公的部門への拡大

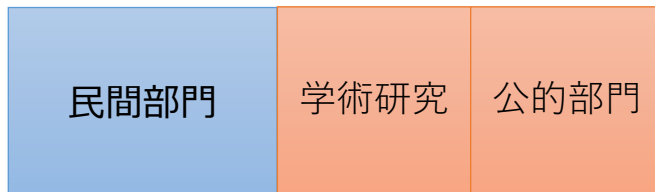
- 現在、EUからの十分性認定の対象は民間部門のみであり、学術研究分野・公的部門については、その対象外。
- 令和3年改正により、個人情報保護法の適用範囲が学術研究分野・公的部門へと拡大したところ、EUに対して学術研究分野・公的部門も十分性認定の対象に追加するよう働きかけを行ってきた（大学、行政機関等から拡大を望む声あり）。

〈個人情報保護法の適用範囲〉

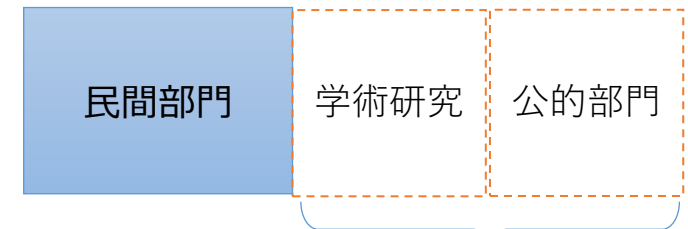
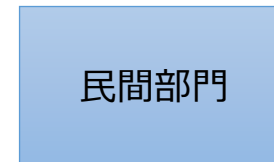
2019年
十分性認定の
取得時



2022年4月
以降



〈EUによる十分性認定の範囲〉



EUと協議予定

(参考)日英相互認証の継続について

- 英国は、2020年1月31日にEUを離脱。英国がEUのGDPRを基本的に引き継いだため、日英双方は、日英間においても相互認証を継続することとした。
- 日本は、英国に対してもレビューを実施。EUと同様に、第237回個人情報保護委員会（本年3月22日）において見直しに関する報告書を採択し、個人情報保護法第28条に基づく英国への外国指定を継続する旨を決定。英国は日本に対するレビューを実施しないこととしており、日英間における相互認証も継続される。
- 英国からの十分性認定の対象は、EUと同様に民間部門のみであり、学術研究分野や公的部門については、その対象外。今後、英国に対しても、十分性認定の対象に追加するよう働きかけを行う予定。